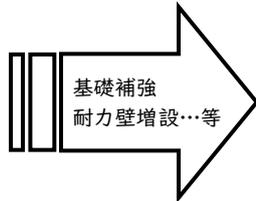


住宅の耐震改修工事を行った方

固定資産税・都市計画税が減額されます。
工事完了後3か月以内に申告してください。



令和8年3月31日までに一定の耐震改修工事が行われた住宅について、工事の完了した翌年度の固定資産税額及び都市計画税額を2分の1減額します。
都市計画税の減額は、住宅の耐震化を促進させるため横浜市が独自に設けている制度となります。

1. 減額の要件

以下の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- ② 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ③ 以下のア～オのいずれかの者（機関）により耐震基準に適合する証明を受けていること
 - ア 横浜市（建築局建築防災課）
 - イ 登録された事務所に所属する建築士
 - ウ 指定検査確認機関
 - エ 登録住宅性能評価機関
 - オ 住宅瑕疵担保責任保険法人
- ④ 耐震改修工事に係る費用が50万円を超えていること
- ⑤ 改修工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告すること

2. 減額の内容

工事の完了した年の翌年度から制度が適用されます。

減額適用期間	「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅	… 2年間
	それ以外の住宅	… 1年間
減額率	耐震改修により「認定長期優良住宅」になった住宅	120㎡以下の家屋 … 3分の2減額
		120㎡を超え、280㎡以下の家屋 … 120㎡相当分の税額を3分の2減額
	それ以外の住宅	120㎡以下の家屋 … 2分の1減額
		120㎡を超え、280㎡以下の家屋 … 120㎡相当分の税額を2分の1減額

・東日本大震災に伴う特例措置及び被災代替家屋に係る減額制度以外の減額制度と重複して適用することはできません。

・土地に対する固定資産税・都市計画税は減額されません。

3. 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、申告書に以下の表のうち、該当する書類を添えて、工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告する必要があります。

住宅の種類	添付する書類
耐震改修を行った住宅	耐震基準に適合することを証する書類(次の①～③のいずれか1つ)
	① 住宅耐震改修証明書
	② 増改築等工事証明書 ③ 住宅性能評価書 及び 工事費用を確認できる書類(領収書等)
耐震改修により 認定長期優良住宅に 該当することとなった住宅	認定通知書* 及び 上記①～③の書類いずれか1つ *工事着手前に申請する必要があります。

証明書の発行については、
横浜市建築局建築防災課 又は 工事を担当された建築士・各機関
に直接お問い合わせください。



本減額制度の詳細や申告書のダウンロードは以下のウェブサイトをご確認ください。

減額制度の詳細はこちら！

[「耐震改修工事を行った住宅に係る
固定資産税・都市計画税の減額制度」](#)



申告書のダウンロードはこちら！

[「耐震基準適合住宅等に対して課する
固定資産税の減額に関する申告書」](#)



4. お問い合わせ先

- 減額の内容、減額の手続き等に関すること (区役所税務課家屋担当 市外局番：045)

青葉区	978-2254~7	港南区	847-8365~7	戸塚区	866-8368~72
旭区	954-6053~6	港北区	540-2281~5	中区	224-8204~6
泉区	800-2365~7	栄区	894-8365	西区	320-8354~6
磯子区	750-2365~8	瀬谷区	367-5665~6	保土ヶ谷区	334-6254~6
神奈川区	411-7054~6	都筑区	948-2270~3	緑区	930-2274~7
金沢区	788-7754~7	鶴見区	510-1729~32	南区	341-1163~4

- 耐震改修補助制度・耐震改修工事に関すること

横浜市建築局 建築防災課	電話：045-671-2943
--------------	-----------------

- 認定長期優良住宅・認定通知書に関すること

横浜市建築局 建築企画課	電話：045-671-4526
--------------	-----------------

- その他証明発行機関について

●登録住宅性能評価機関 住宅性能評価・表示協会 のウェブサイトでご確認いただけます	
●指定確認検査機関 日本建築行政会議 のウェブサイトでご確認いただけます。	
●住宅瑕疵担保責任保険法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 のウェブサイトでご確認いただけます。	